

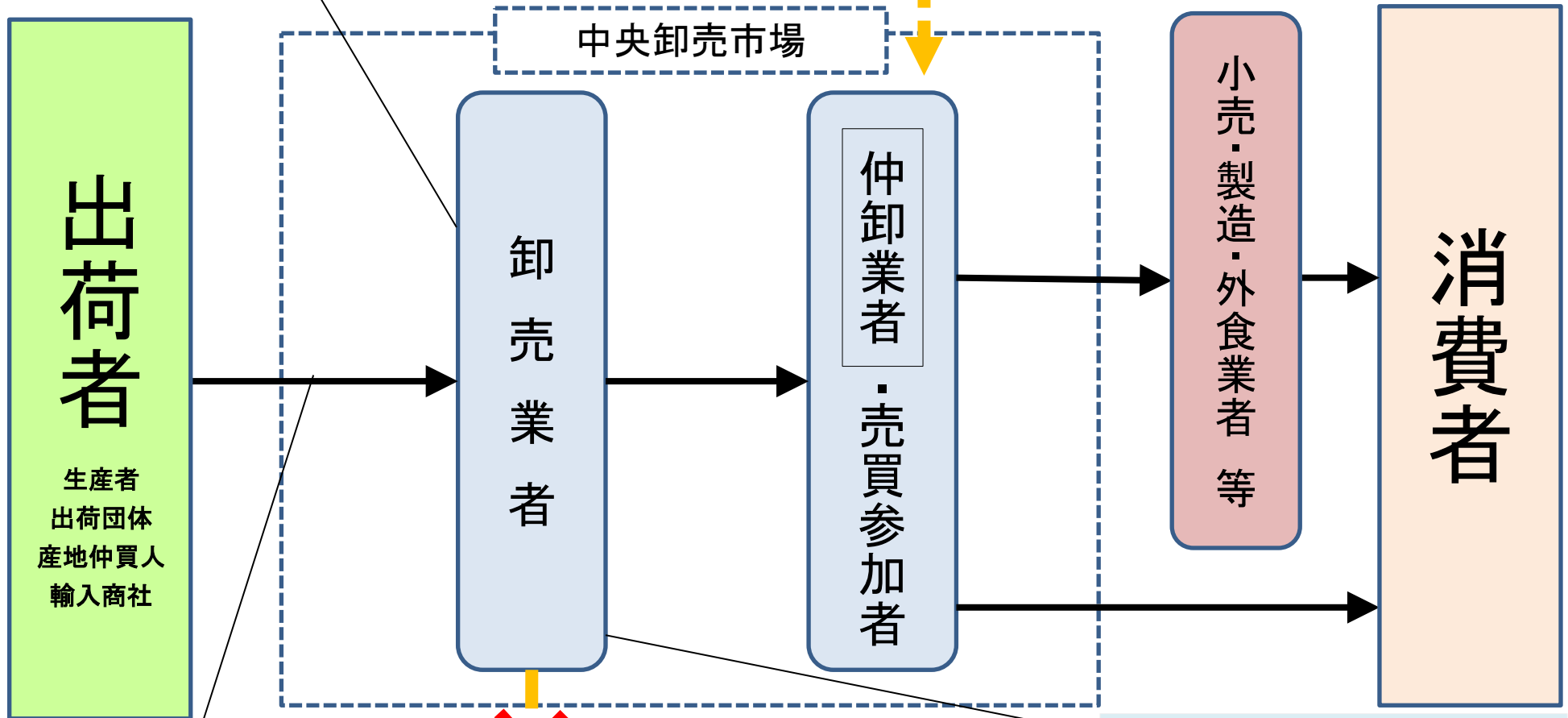
卸売市場法 売買取引における主な6つの規制等

参考資料

差別的取扱いの禁止（法第36条第1項）
卸売業者は、出荷者・仲卸業者・売買参加者に対する不当な差別的取扱いは禁止

④受託拒否の禁止（法第36条第2項）
卸売業者は、販売委託の申込みに対して正当な理由なく引受けを拒否することは禁止

②直荷引きの原則禁止（法第44条第2号）
仲卸業者が、生鮮食料品等をその市場の卸売業者以外から買い入れて販売することは原則禁止



⑤代金決済の確保
（法第44条の2、条例第80条）
卸売業者は、原則、委託者に対して卸売りをした日の翌日までに代金を送付

①第三者販売の原則禁止
（法第37条）卸売業者は、その市場の仲卸業者や売買参加者以外への販売は原則禁止

③商物一致の原則
（法第39条）
卸売業者はその市場内にある生鮮食料品等以外のものの卸売は原則禁止